国の第6期高齢者計画の策定基本指針の概要

(都道府県計画に関する指針)

【基本的事項】

- ■地域包括ケアシステムの基本的理念
- ■認知症施策の推進
- ■2025 (平成37) 年を見据えた地域包括ケアシステム構築に向けた目標
- ■地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり
- ■地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上
- ■介護サービス情報の公表
- ■介護給付等に要する費用の適正化
- ■市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携

【都道府県介護保険事業支援計画に関する基本的事項】

- ■基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化
- ■2025 (平成37) 年度の推計及び第6期の目標
- ■都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備
- ■要介護者等の実態把握
- ■老人福祉圏域の設定
- ■他の計画との関係

【都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項】

- ■老人福祉圏域
- ■各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ■老人福祉圏域を単位とする広域的調整
- ■市町村介護保険事業計画との整合性の確保

【都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項】

- ■地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
 - 在宅医療・介護連携の推進
 - ・認知症施策の推進
 - 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
 - ・介護予防の推進
 - 高齢者の居住の安定に係る施策との連携
- ■介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を 図るための事業に関する事項
- ■地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に 関する事項
- ■介護給付対象サービス、予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な 提供を図るための事業に関する事項
- ■介護サービス情報の公表に関する事項
- ■介護給付等に要する費用の適正化に関する事項
- ■療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項